

スカウト活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の予算の範囲内で交付するスカウト活動補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 青少年の健全な育成と青少年教育の向上に寄与し、ボーイスカウト及びガールスカウト相互の連絡と福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付対象団体は、ボーイスカウト東京連盟多摩西地区八王子協議会及びガールスカウト八王子連合会とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象団体が実施する事業であつて、次に掲げるものとする。

- 1 市内青少年の健全育成の推進に寄与する事業
- 2 市民との交流活動
- 3 スカウト指導者の育成活動
- 4 社会奉仕活動
- 5 庶務経費
- 6 その他青少年の健全育成を図る事業

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業経費の2分の1以内とし、市の予算の範囲内において交付する。

(交付申請書の様式等)

第6条 規則第6条第1項の規定による交付申請は、第1号様式により行うものとし、交付申請書に添付するその他必要な書類は、事業計画書、予算書及び収支計画書とする。

(交付申請書等の提出期限)

第7条 交付申請書等は、事業に着手する日の属する月の初日（土曜日、日曜日又は祝日にあたる場合はその翌日）までに提出するものとする。

(交付決定通知書)

第8条 規則第7条第2項の規定による通知は、第2号様式により行うものとする。

(補助事業等変更・中止・廃止申請書の様式)

第9条 規則第10条の規定による市長への申請は、第3号様式により行うものとする。

(実績報告書の様式等)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、第4号様式により行うものとし、実績報告書に添付する資料は、補助事業に係る帳簿その他必要があると認められる資料等とする。

(補助金等確定通知書の様式)

第11条 規則第13条の規定による補助事業者等への通知は、第5号様式により行うものとする。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成34年（2022年）3月31日にその効力を失う。
- 3 元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行日以降においては、この附則の規定中「平成34年（2022年）」とあるのは、「令和4年（2022年）」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年（2026年）3月31日にその効力を失う。